

# IFRS News

# 11

Quarter 4 2011

*vol.*

IFRSニュースへようこそ— Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームが四半期毎に、国際財務報告基準(IFRS)の動向や話題のテーマに対する見方、Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームの意見や見解をお届けします。

2011年最後となる本号は、最近IASB議長が交替したことによる影響を受けたものとなっており、将来の作業計画に関するIASBの公開協議およびリースと収益に係る提案を両者とも再公表するIASBの計画について考察します。

Grant Thorntonでは前四半期において、金融商品を専門とする作業グループが、提案されたギリシャ国債の債務再編案の影響を検討しました。本号では、まず、こうした作業グループの考察および公表されたその他のGrant ThorntonにおけるIFRS関連ニュースについて説明します。その後、IASBに影響を及ぼすさまざまな活動について総括します。最後に、IASBが現在コメントを募集している提案およびまだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日について紹介します。

# ソブリン債の会計処理

ここ数ヶ月間、金融・経済報道といえば、一部の政府の債務返済能力(または潜在的な不可能性)に関する非常に悲観的なニュースばかりです。ユーロ圏の多くの国々が税込不足、低成長および債務問題を抱えているため、それと比較すると減損などの会計処理の問題は些末なことのように思われます。しかし、ソブリン債を保有する銀行およびその他の企業は深刻な危機にさらされているといえます。そうした企業への投資者および貸手は、リスクおよびエクスポージャーに関する透明性のある情報を必要としています。

会計面からは、特にギリシャ国債一差し迫ったデフォルトを回避するためには、同国債の債務再編および民間部門の「ヘアカット(債務減免)」の必要性を認識すること一に焦点が当てられています。国際金融協会(IIF: Institute of International Finance)による現行の再編計画は、実施が不透明であり、また複雑かつ異例であり、それ自体が多くの会計上の問題を生じさせます。議論される分野としては以下のようなものがあります。

- 投資者および貸手は、減損を認識すべきかどうか、認識する場合には損失額
- 公正価値の測定
- 再編後の国債を新規の投資として扱うべきか否か
- リスク、エクスポージャーおよび重大な判断と見積りの開示

## ソブリン債保有に関して推奨される開示

公表組織	タイトル	ウェブサイトリンク
欧州証券監督機構	IFRSに基づく財務諸表に含まれるソブリン債に関する開示についての表明	<a href="http://www.esma.europa.eu/popup2.php?id=7685">http://www.esma.europa.eu/popup2.php?id=7685</a>
欧州会計士連盟	ソブリン債のエクスポージャー一 半期財務報告において検討すべき主要な問題	<a href="http://www.fee.be/fileupload/upload/Alert%20Sovereign%20Debt%20Exposures%201107202072011461540.pdf">http://www.fee.be/fileupload/upload/Alert%20Sovereign%20Debt%20Exposures%201107202072011461540.pdf</a>

欧州証券監督機構(ESMA: European Securities and Markets Authority)への書簡の中で、IASBは、一部の欧州の銀行が2011年6月30日に減損を認識した方法に一貫性がないことについて、欧州の規制当局に注意を喚起しました。IASBはまた、一部の欧州の銀行が公正価値を見積るにあたって使用したアプローチが、IAS第39号「金融商品: 認識および測定」に従っていたかどうかについて疑問を呈しました。当該書簡はIASBによる自己が設定した会計基準の準拠要請への最も直接的かつ異例の介入として、注目すべきものです。

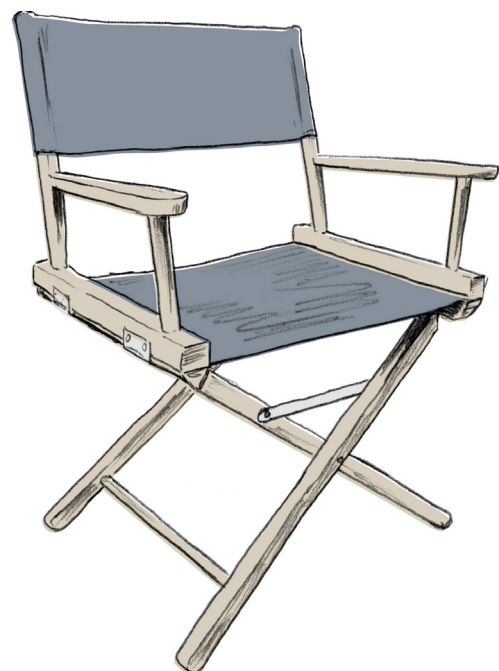
## グラント・ソントンの金融商品作業グループはこうした問題における整合性を確保するため尽力している

グラント・ソントンにあっては、こうした難しい局面における最優先事項は、専門家としての義務を責任をもって果たすことによって公共の利益に資することです。グラント・ソントンの金融商品作業グループ(米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、ギリシャ、ニュージーランドおよびフィリピンのメンバーファームにおける専門家で構成されている)は、これら諸問題を分析し、我々のグローバルなネットワークを通じて整合性を確保することを目的としたガイダンスを提供しています。グラント・ソントンは、ギリシャやその他の刻々と変化する状況の監視を引き続き行っています。

グラント・ソントンは特に、適切な開示の重要性を強調しています。ギリシャ国債（およびその他のソブリン債）を保有する企業は、その保有債券および会計判断に関して提供する開示が十分なものであることを確認する必要があります。そうした開示を行うにあたっては、ソブリン債の保有に関して推奨される開示を提案・公表した、前ページの機関に問い合わせることが役立つ可能性があります。

現下の会計処理の問題に対処した後も、財務報告に関する教訓や新たな懸念事項は間違いなく生じることでしょう。IASBは金融商品に関する新しい基準を完成させることを引き続き目指すとともに、現行の規定に関して再度ストレス・テストを行っています。また、新しいIASB議長がESMAに宛てる書簡では、基準の今後の一貫性のある適用および適用状況に対してIASBの関心が非常に高まっていることが示されるでしょう。さらに、より整合性のある結果をもたらすために、国際財務報告基準、監査事務所、規制当局および財務諸表作成者の役割の再検討が求められるでしょう。

会計とは別に、各国政府が共同して経済の舵取りをして現状を打開し、最悪の事態を免れることが当然のこととして望まれています。



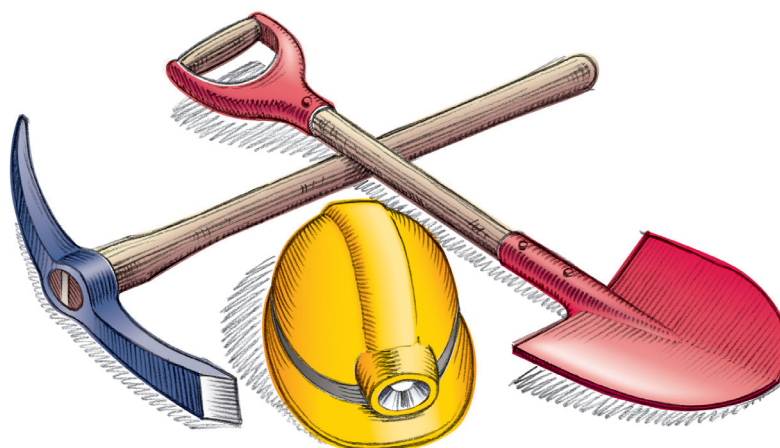
# IFRICは採掘業種の 生産段階における 剥土費用に関するガイダンスを公表

国際財務報告基準解釈指針委員会 (IFRIC: IFRS Interpretations Committee)は、IFRIC第20号「露天掘り鉱山の生産段階における剥土費用」を公表しました。

IFRIC第20号では、採掘会社が鉱床にたどり着くために廃土や廃石を除去する際に発生する費用(「剥土費用」)の会計処理に関して、権威あるガイダンスを示しています。

## グラント・ソントン・インターナショナルの見解

IFRIC第20号によって、採掘産業部門において重要だが極めて固有の限定された問題に関して整合性がもたらされることとなります。我々は本解釈指針の公表を支持するものの、採掘産業の会計慣行については広範な見直しが必要であると考えています。



# IASBは新しい連結基準に関する 影響分析を公表

IASBは、IFRS第10号「連結財務諸表」およびIFRS第11号「ジョイント・アレンジメント」による影響の分析を公表しました。この分析では、IFRS第12号「他の企業に対する持分の開示」による影響の検討も行っています。分析は事例研究およびその他の定量的・定性的な資料を用いてなされ、新しい規定による潜在的な影響を詳細に理解する手掛かりが提供されます。

「IFRS第10号およびIFRS第12号の影響分析」では、新基準により企業が最も影響を受けると考えられる分野に関して説明を行っています。IASBは、ほとんどの連結に係る判定については基本的にIFRS第10号の新しい連結モデルによる影響を受けることはなく、きわどいケースストラクチャーがより複雑な一部のケースにおいて変更が生じる可能性が高いとしています。また、これまで実務において多様性が存在していた下記の分野に関して、IFRS第10号とIFRS第12号の規定により、整合性がどのように提供されるかについて焦点を当てています。

- ・ 議決権の過半数によらない支配
- ・ これまではSIC第12号「連結－特別目的事業体」が適用されていた被投資会社
- ・ 代理人関係
- ・ 潜在的議決権

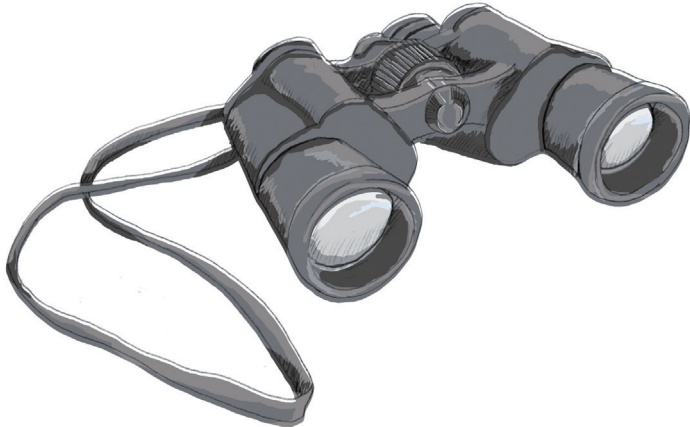
さらに、影響分析ではIFRS第10号およびIFRS第12号により導入された主要な変更に係る費用対効果を考察し、以下の分野が最も大きな影響を受けるであろうとしています。

- ・ 拡充された開示
- ・ 支配に係る評価
- ・ 移行規定

IFRS第11号の影響分析についても同様に構成されており、IFRS第11号および関連するIFRS第12号の開示を適用することによって最も重大な影響を受けるとIASBが予想する分野に焦点を当てています。特に、銀行、エネルギーおよび建設業を含む様々な業種に対して新基準が与える影響を検討し、そうした種々異なる財務諸表作成者における費用対効果について説明を行っています。概して、財務諸表作成者にとって最も大きな費用は、移行時において発生するとしています。移行時に、自己の有するジョイント・アレンジメントの分類を検討するよう要求されるからです。また、財務諸表利用者に対して変更の説明を行う費用も、財務諸表作成者に発生します。



グラント・ソントン・インターナショナルは、新しい連結基準に関するIFRSニュース特別号を公表しています。本特別号では、新基準および新基準が及ぼし得る影響について説明しています。このIFRSニュース特別号をまだ入手されていない場合には、最寄りのグラント・ソントンIFRS窓口にご連絡いただき、入手されることをお勧めします。



# IASBが将来の作業計画を協議

IASBは将来の作業計画に係る戦略的方向性および全体のバランスに関する広範囲にわたる一般のコメントを求めるために、公開協議を開始しました。

10年前にIASBが発足して以来、IFRSを取り巻く環境はより多様化し、金融市場はますます複雑になっています。それに対応してIASBは昨年、IASBの戦略的方向性をどのように伸ばすか利害関係者の意見を取り入れることを目的として、3年ごとのアジェンダ協議を導入しました。

「2011年アジェンダ協議」の開始の時期が、IASB議長および数名の審議会メンバーの交替の時期と重なっており、IASBの優先事項を検討する契機となりました。本協議では、財務報告に関与している、または影響を受けるすべての人々からIASBの将来の作業計画に関する意見を集めるために、意図的に自由回答形式による質問を行っています。

特に、アジェンダ協議では以下の項目に対するフィードバックを求めています。

- ・ IASBは財務報告の発展とIFRSの維持管理とをどのようにバランスさせるべきか
- ・ さらなる改善のために財務報告のどの分野を最優先とすべきか

アジェンダ協議では多数の延期されているプロジェクトが示され、どのプロジェクトにどの程度の優先性が与えられるべきか意見を求めています。また、新しい指導者に引き継がれた際にすでに完了していることが望まれていたであろう以下の主要プロジェクトについては、引き続き最優先とするIASBの意向が強調されています。

- ・ 顧客との契約による収益
- ・ リース
- ・ 保険契約
- ・ 金融商品

IASBが新しいプロジェクトの実施を要求する場合には、どのようなプロジェクトであれ、企業はそれによる主要な変更を実行するための定着期間を必要とするでしょう。加えて、ここ数年間繰り返されているプロジェクトの遅延および中断を考慮すると、新しい指導者 (IASB議長) のもとでは、新基準の開発にあってはより現実的な目標を設定することが期待されます。

# 投資企業

## IASBの提案により投資企業については自己が支配持分を有する投資の連結が除外されることとなる

IASBは、「投資企業」と題した公開草案を公表しました。本公開草案では、親会社が投資企業として適格である場合に、親会社が保有するポートフォリオの連結を求める現行規定の適用を除外することが提案されています。

投資企業が現在IFRSのもとで取り組まなければならないすべての会計処理の問題の中でも、本問題は最も議論の多いものの一つです。これまで、財務諸表作成者およびその他のコメンテーターは、親会社が保有する少数の被投資会社のトレーディング活動に関する情報によって、投資企業のパフォーマンスが歪曲して報告されるおそれのある財務諸表の有用性に関して懸念を表明しました。

本公開草案(次ページのボックスをご覧ください)により、投資企業は被支配企業に対する投資を連結するのではなく、公正価値で測定するよう要求されることとなります。それによって、長年にわたり多くの投資会社において財務報告上の困難を引き起こしてきた問題の解決策が示される可能性があります。

### 提案された投資企業の定義

投資企業の定義は連結除外適用の鍵となります。本公開草案では、企業が投資企業として適格であり、連結の除外規定が適用されるために満たさなければならない6つの詳細な要件を提案しています。企業は以下の要件を満たす必要があります。

- ①企業の唯一の実質的な活動が資本増価、投資収益またはその両方を稼得するために複数の投資を行うことである。
- ②企業の目的が資本増価、投資収益またはその両方を稼得するための投資であることを自己への投資者に対して確約している。
- ③企業に対する所有持分は、純資産に対する比例的な持分が帰属する投資単位によって表される。
- ④投資者の資金が、企業への投資によって専門的な投資管理から利益を得られるようにプールされている。そうした投資者は企業の親会社(有している場合には)と関連がなく、投資者集合体として当該企業に対して相当量の所有持分を保有していなければならない。
- ⑤企業の実質的にすべての投資が公正価値に基づいて管理され、パフォーマンス評価が行われている。
- ⑥企業は自身の投資活動に関する財務情報を投資者に提供する。



## Investment company technical release

September 2011

### Proposed exemption from consolidation for investment entities

**The consolidation exemption**  
 Of all the accounting issues with which investment companies have had to contend, the requirement under accounting standards to consolidate any portfolio holdings controlled by the parent under IFRS for the most unlikely scenario, has been one of the most contentious. Investment companies have had to opt for either to present group accounts to almost all their investors, and rely through the group accounts may be supplemented by pro-forma fair value information or accounts of the parent company, there have always been concerns over the usefulness of accounts which allow information on the trading activity of a small number of investment companies to distort the reported investment performance of the fund.

**Overview of the proposal**  
 The proposals revolve primarily around the definition of an investment entity, and the key features are that:

- an entity which qualifies as an investment entity would be exempt from consolidating its accounts with those of its subsidiary
- to qualify, an investment entity must meet six detailed criteria
- an investment entity would be required to account for subsidiary assets at fair value through profit or loss

- in future it would also be necessary to qualify as an investment entity in order to be permitted under IAS 26 to measure investments in associates at fair value through profit or loss
- additional disclosure requirements would be introduced

Details of the six criteria which must be met in order to qualify as an investment entity are discussed in more detail in the appendix to this technical release. In summary, issues for discussion are likely to include:

- the circumstances under which non-investment activities could cause an entity to fail the definition
- the application of the guidance where an entity controls entities which provide it with investment services or form part of its investment activities
- the practical application of the requirements for an investment entity to have identified potential exit strategies and documented them
- the application of the guidance to entities which have a small number of investors
- what the new provisions should only be applied prospectively when implementing them for the first time.



## 英国のメンバーファームは投資企業についてのテクニカルな冊子を公表

英国のメンバーファームは、IASBが最近公表した連結除外に関する方策の概要を示し、投資企業が従うべき提案された適格要件について説明しているテクニカルな冊子を公表しました。

グラント・ソントンUKのウェブサイトからダウンロード可能な本テクニカル発表では、当該提案から生じ得る実務上の問題のいくつかに焦点を当てています。例えば、連結除外適用の対象となるか否かを決定するための提案要件が、どのようにマスターないしはフィーダー・ファンド・ストラクチャーに適用されるのかが示されています。

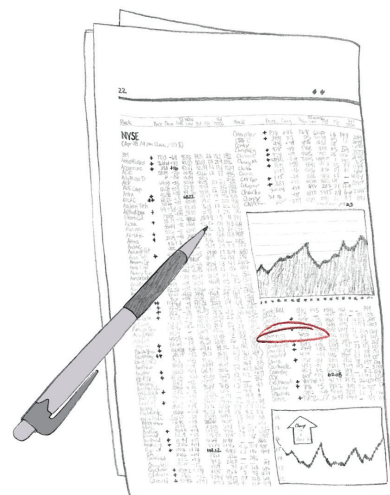
## 提案の概要

本公開草案の提案によると、投資企業は以下の事項を行うよう要求されます。

- IFRS第9号「金融商品」に基づいて、被支配企業に対する投資を純損益を通じて公正価値で測定する
- 財務諸表利用者が投資活動の内容および財務的影響を評価できるように、拡充した開示を提供する

また、本公開草案では、投資企業の親会社は自身が投資企業として適格でない限り、投資企業たる子会社とその被支配企業に対して適用した公正価値会計を自身の連結財務諸表においては維持しないことを提案しています。

結果として、投資企業の親会社は自身も投資企業に該当しない限り、子会社(投資企業)が支配している企業を含め、支配するすべての企業を連結することとなります。しかし、連結を行う際に、投資企業の親会社は、投資企業たる子会社が関連会社やジョイント・ベンチャーおよびその他の非支配企業への投資に対して適用した公正価値会計を維持することとなります。



# IASBはIFRS第9号の適用日の延期を提案

## 提案によりIFRS第9号の強制適用は2015年まで延期されることとなる

前四半期のIFRSニュースで予想した通り、IASBはIFRS第9号「金融商品」の強制適用日の延期を提案する公開草案を公表しました。

本公開草案の公表は、IFRS第9号の完了が遅れていることに対処したものです。金融商品プロジェクトにおける異なるフェーズの段階的な完了が予想よりも長くかかっており、減損およびヘッジに関する章についてはいまだに公表されていません。そこで、多くの外部のコメンテーターは、IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるプロジェクト（および保険契約、収益認識ならびにリースに関するIASBのプロジェクト）のすべてのフェーズに対して単一の適用日を設けることが、費用対効果の点で最も優れた選択肢であるとコメントしました。

こうしたことから、本公開草案ではIFRS第9号の強制適用日を2015年1月1日以降開始する事業年度に変更することを提案しています。

## 多くのコメンテーターは、本プロジェクトのすべてのフェーズに対して単一の適用日を設けることが費用対効果の点で最も優れた選択肢であるとコメントした

また、本公開草案では、2012年1月1日以降開始する報告期間においてIFRS第9号を初めて適用する企業に対して、比較情報を表示するよう求めるIFRS第9号の規定を何らかに変更すべきかどうかを検討しています。公開草案ではこうした規定を変更しないことを提案しているものの、この問題に関しては一般の意見を募集しています。

公開草案の結末によりIFRS第9号の適用日に対していかなる変更が行われたとしても、企業が希望する場合には、依然としてIFRS第9号の早期適用が容認されています。

### グラント・ソントン・インターナショナルの見解

我々は、IAS第39号を置き換えるプロジェクトのすべてのフェーズを、企業が同時に適用すべきであると考えています。もちろん、こうしたすべての新しい基準に関して十分な移行期間が確保されることが極めて重要であるといえます。そのため、我々はIFRS第9号の強制適用日を延期する提案を支持します。

公開草案の2つ目の質問に関しては、企業が十分な移行期間を与えられる場合には比較情報の修正再表示を免除する必要はないという考えを支持します。

# IASBは収益認識およびリースの公開草案を再公表する意向を発表

IASBおよび米国財務会計基準審議会 (FASB) は、収益認識およびリースに関する全般的な基準の改訂案を再公表する意向を発表しました。

リースの改訂案を含む公開草案は、2012年の第1四半期に公表される予定です。本公開草案では、昨年提案された主要な変更(すなわち、リース債務および関連する資産の使用権を貸借対照表に計上する)について再確認すると同時に、その他の多くの変更が提案されると思われます。IASBは、こうした変更について、再公表が必要なほど2010年の公開草案と異なっていると判断しました。

収益認識に関する提案を再公表するIASBの決定(前号のIFRSニュースで説明しました)に次いで、新たな公開草案が公表されることが決定しました。このように新しい公開草案を公表する動きは、IASBの指導者が交替したことも原因の一つであり、新しいメンバーによる審議会が、既存のプロジェクトについて最終的な基準を公表する前に再チェックを望むのは当然のことと考えられます。

## グラント・ソントンが行ったグローバル企業に対する調査では54%の企業が懸案中のリース会計の変更について認識していないことが判明

グラント・ソントン・インターナショナルは、短期リースを除くすべてのリースを貸借対照表に計上する提案についてグローバル企業に対して調査を行いました。本調査では、当該提案が過去10年間において最も影響力の強いグローバルな会計処理の変更の一つであると考えられるにもかかわらず、54%のグローバル企業がこの提案について認識しておらず、そのため変更に対する準備が整えられていないことが明らかとなりました。

また、2011年9月上旬に完了した4000社のグローバル企業を対象とした調査では、提案された変更を認識していた企業のうち、33%の企業はコストおよび複雑性が増加すると考えており、15%の企業のみが透明性が向上すると考えていたことが分かりました。12%の企業は、会計基準の変更が実施されるのであれば、将来的にリースを取り組む方法を変更するであろうとしています。

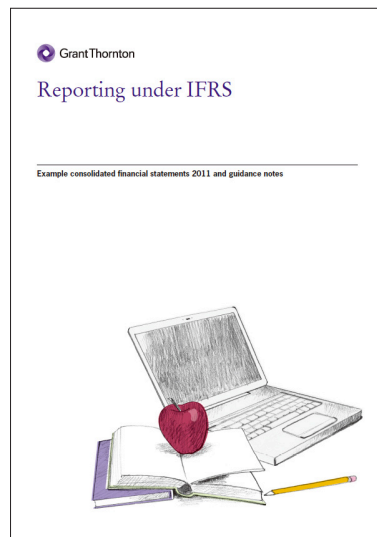
グラント・ソントン・インターナショナルの最高経営責任者 (CEO) であるEdward Nusbaumは、最近の提案について一般の意見を求めるIASBの決定を支持しており、「リース会計のグローバルな見直しは長すぎる懸案事項であることは疑いの余地がありません」とコメントしました。そして、次のように表明しています。「リースに関する透明性の欠如については長年にわたって一向に改善が見られないものの、リース会計における主要な変更は一世代に一度あるかないかというような事象であるため、IASBとFASBは当該変更を的確に実施するためじっくり腰を据えて取り組む必要があります。企業が当該提案によりコストおよび複雑性の増加に直面するものの、透明性の向上が図れるかどうかについては疑問視している中、こうした我々の調査結果によって両審議会は立ち止まり提案の再検討を考えるはずです。これまでの提案には、企業が望ましい会計結果を得るためにさまざまな作為的なリースの仕組みを作り出す誘因になると考えられるものもあります。会計基準の変更のための変更が目的ではありませんし、新基準の公表を急げば事態はかえって悪化するおそれがあります」

# GTIはIFRSに基づく 新しい財務諸表例を公表

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、IFRSに基づく「連結財務諸表例」の改訂版を公表しました。

本改訂版では、2011年1月1日以降開始する事業年度において有効となるIFRSの変更を反映させるために見直しおよび更新が行われました。特に、「IFRSの改善(2010年版)」に含まれているIAS第1号「財務諸表の表示」の改訂が反映されています。

「2011年連結財務諸表例」を入手される場合には、最寄りのグラント・ソントンIFRS窓口にご連絡ください。



## トレーニング

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、世界各国のメンバーファームに対して2011年のIFRSの地域トレーニングの更新を引き続き行っています。最近では、ベトナムおよびカザフスタンにおいてこのプログラムを実施しました。パナマではさらなるプログラムを計画しています。

グラント・ソントンのプログラムは、IFRSの新たな動向および複雑な状況下でのIFRS原則の実務上の適用に焦点を当てています。グラント・ソントンは、IFRS優秀者および技術スタッフが習得したことを各自のメンバーファーム内で伝えることができるように、そうしたメンバーに向けて「トレーナー養成」モデルを運営しています。



# 英国のパートナーがCIPFAに任命

英国のメンバーファームのアシュアランス(保証)業務のパートナーであるSarah Howardは、英国勅許公共財務会計協会(CIPFA: UK Chartered Institute of Public Finance and Accountancy)の運営幹部に選任されました。Sarahは、2名の法定外部監査代表のうちの1名に選ばれました。

英国の地方自治体は、ベストプラクティスが示されることで、より優れた国際比較が行えるようになるとの考えのもと、IFRSに基づく財務報告の採用を行うことにしました。

## モンリオールでIFRSセミナーを クライアント向けに開催

### 100名以上のクライアントおよび業務関連先がセミナーに出席

2011年9月22日、カナダのメンバーファームの1つであるレイモンド・シャボット・グラント・ソントン(Raymond Chabot Grant Thornton)のリスクマネジメントおよび会計研究の両チームは、100名以上のクライアントおよび業務関連先ならびにレイモンド・シャボット・グラント・ソントンの50名のパートナーおよびシニア・マネージャーに対して、IFRSに関するクライアント向けセミナーを主催しました。

「IFRS—将来のあり様、期待および概観」と題した発表では、カナダがIFRSへ移行してから最初に公表された中間財務諸表においてみられた多くの問題を考察しました。また、カナダ企業のIFRSに基づく最初の年次財務諸表に関する予想についても検討を行いました。そうした財務諸表の多くが近いうちに作成される予定です。

Autorité des Marchés Financiers(ケベック州の金融規制当局)の代表およびレイモンド・シャボット・グラント・ソントンの会計研究グループの専門家が共同で、本セミナーの進行役を務めました。その焦点は、カナダの企業がIFRSへの移行に継続的に取り組むにあたって学んだ貴重な教訓および今後予想される変更に対して当てられました。

# IFRS第13号に関するIFRSニュース 特別号

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、IFRS第13号「公正価値測定」に関するIFRSニュース特別号を公表しました。

特別号では、新基準の主要な論点を読者に説明し、規定により企業がどのような影響を受ける可能性があるのか実務上の留意点を示しています。経営者が公正価値見積りを行う際にこれまで使用していた評価技法および仮定は、IFRS第13号における新しい原則およびガイダンスに照らして慎重に評価する必要がありますが示されています。

特別号を入手される場合には、最寄りのグラント・ソントンIFRS窓口にお問い合わせください。



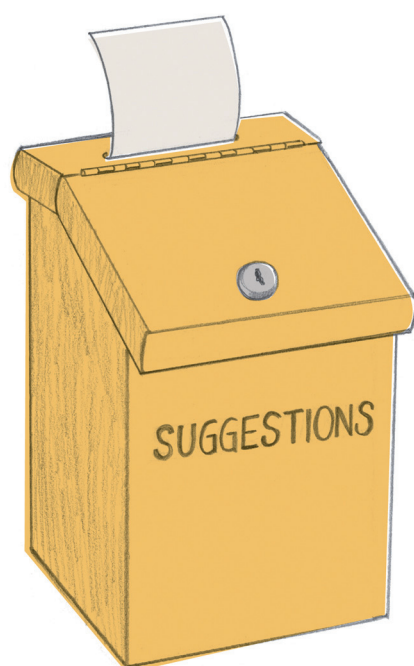
## 米国のメンバーファームが 2つの賞を受賞

新たに2つの賞を受賞したグラント・ソントン米国にお祝いを申し上げます。グラント・ソントン米国は「Vault」による調査で最も働きたい会計事務所に指名され、また、雑誌「Working Mother」の「最高の企業100社」リストに6年連続で取り上げられました。

# グラント・ソントン・ロシアが受賞

ロシアの市場で続けて賞を受賞しているグラント・ソントン・ロシアにお祝いを申し上げます。グラント・ソントン・ロシアは、6月にビジネス・イニシアティブ・ディレクションズによる国際品質プラチナ賞を2年連続で受賞しました。

この賞に続いて、8月には雑誌「Economic Strategies」によるサービス評価で、ロシアにおける最も優れた会計事務所として評価されました。この評価は事務所の成長率、時価総額インデックス、リスク・インデックス、ローテーション・インデックス、革新的業種インデックス、情報開示インデックスおよび雇用インデックスに基づいて決定されました。



# GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目

グラント・ソントン・インターナショナルのIFRSインタープリテーション・グループ(IIG)は、米国、カナダ、シンガポール、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、フランス、スウェーデンおよびドイツにおける各メンバーファームの代表とグラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームで構成されています。IIGの会合は年3回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。

四半期ごとに、IIGのメンバーのうちの一人に注目します。今回はインドの代表に焦点を当てます。

## Sai Venkateshwaran

Saiは、グラント・ソントン・インドにおけるIFRSのプラクティス・リーダーであり、アシュアランス(保証)業務のパートナーです。2004年にインドのメンバーファームに入社し、財務報告分野において15年以上の経験を有しています。Saiはインドの企業省が設立した会計基準に関する全国諮問委員会(NACAS: National Advisory Committee on Accounting Standards)のメンバーを最近まで務めており、インドのIFRSへのコンバージェンスに向けた取り組みに深く関与してきました。Saiは、インドの基準設定主体および企業体と緊密に連携して、財務報告に関する問題に取り組んでいます。





# その他のトピックー概要

## 国際評価基準

2008年の金融危機に関する数々の調査を行った後、規制当局および20ヶ国・財務大臣・中央銀行総裁会議(G20)は、適切な評価基準および実効性のある規制が金融安定化の向上のために必要であるということを強調しました。国際評価基準委員会(IVSC: International Valuation Standards Council)によって公表された新しい国際評価基準は、評価に対する使用者の自信を高めようとする試みの一環です。

新基準は、IVSCが3年にわたり取り組んだ改善プロジェクトの結果として制定されています。当該基準では、さまざまな資産(例えば、金融商品、不動産、無形資産および事業の持分)に係る評価が取り扱われています。

IVSCの目的は、評価プロセスを通して一貫性および透明性を向上させ、一般的な評価技法と原則ならびに評価専門家が業務を遂行する際に踏むべき手順について説明することにあります。また、新基準では現在のIFRSの開発によって、資産および負債に係る評価の必要性がますます増してきていることが反映されています。

## IASB議長が挨拶

Hans Hoogervorstは、新しいIASB議長として任命されたことを受けて、挨拶の辞を述べました。挨拶の中で、Hoogervorstは財務報告において透明性および公開性を重視する自身の考えを強調しました。また、米国のIFRSへの移行を促すことを含め、IFRSの欠落している部分を埋めることの必要性について述べました。

## IFRSの利点および課題に関するSECの円卓会議

米国証券取引委員会(SEC)は、米国の財務報告システムにIFRSを組み込む場合の利点および課題についての円卓会議を7月に開催しました。

当該議論のフィードバックでは、投資者は単一のグローバルに認められた会計基準を支持するものの、原則主義による会計基準をどのように統一的に適用するかについては懸念を有していることが示されました。一方、財務諸表作成者は、SECがIFRSの適用に関してもいかなる決定を行うにしても、その前に、FASBおよびIASBのコンバージェンス・プロジェクトが完了していることが重要であると指摘しました。

SECは、IFRSに関する決定を説明する作業計画についてさらなる研究を近々公表する予定です。

## IFRSの開示量を削減

スコットランドとニュージーランドの勅許会計士協会は、IFRSにおける大量の開示規定をどのようにしたら削減できるかについてレポートを公表しました。レポート「過剰な開示の削減ー財務諸表における開示を重要なものに絞る」は、IASBからの要請を受けて作成されました。本レポートでは、現行の開示規定の量的レベルについての見直しを行い、そうした規定の削除および変更について提案しています。本レポートには、以下の事柄が示されています。

- ・よりの絞った情報によって、リーディング・カンパニーの財務業績の評価を求める人々に対してこれまで以上に明確かつ理解がもたらされることとなる。
- ・企業の財務諸表における開示を30%削減する。

## IASBはEEGを設立

IASBの新興経済グループ(EEG: Emerging Economies Group)が、7月26日に北京で設立されました。EEGの設立は、新興経済に固有の問題を明らかにするために常設の伝達手段を新興経済に提供することによって、IFRSの開発プロセスにおける新興経済の関与を高めることを目的としています。また、IASBのプロセスに新興経済の関与をこれまで以上に導入するという20ヶ国・財務大臣・中央銀行総裁会議(G20)の提案を受けて、IASBが取った実際的な対策でもあります。

## IIRCは統合報告に関するディスカッション・ペーパーを公表

国際統合報告委員会(IIRC: International Integrated Reporting Committee)は、「統合報告に向けて—21世紀における価値の伝達」と題するディスカッション・ペーパーを公表しました。

統合報告は、企業等組織の主要な報告書(多くの国々で年次報告書またはそれに相当するもの)となることを意図しています。統合報告は、企業等組織の業績および財政状態のあらゆる局面に関して、相互に関連し合った経済、環境、社会およびガバナンスの要素に係る状況を年次報告書に反映させることによって、より包括的かつ有意義な情報を提供することを目的としています。こうした結合性を強化することで、企業がより持続可能な決定を行う上で助けとなり、組織が実際にどのように事業を行っているかを投資者およびその他の利害関係者が理解できるようになると考えられています。

## IFRS for SMEs

前四半期における中小企業向けIFRS(IFRS for SMEs)に関する動向は以下の通りです。

- ・ モーリシャス共和国によるIFRS for SMEsの適用
- ・ 新しいトレーニング・モジュールの公表
- ・ 既存のトレーニング資料のロシア語およびトルコ語へ翻訳
- ・ 基準自体をポーランド語およびマケドニア語へ新しく翻訳

合計73ヶ国の国々が現在、IFRS for SMEsを適用している、または適用する計画を発表しています。

## 最新のIFRSタクソミ

IASBの監督機関であるIFRS財団は、完全版IFRS XBRLタクソミの拡張に関する規制当局および財務諸表作成者による要請に対処するプロジェクトの最初の段階を完了しました。

IFRS XBRLタクソミは、IFRSに基づく財務諸表を電子ファイリングする企業が情報を識別タグ(XBRLタクソミでは「コンセプト」と呼ばれる)で「タグ付け」する際の助けとなるよう使用されます。現在、IFRSタクソミには、IASBが公表したIFRSに含まれているすべてのコア・コンセプトが含まれています。

しかし、財務諸表作成者は多くの場合、コアIFRSコンセプトによって示されるものよりも、さらに詳細な財務情報を提供する必要があります。電子ファイリングを使用する作成者が、IFRSタクソミを自身で拡張する必要がないようにするため、IFRS財団は一般的な慣行を分析して活用することにより「拡張タクソミ」を生み出しました。本プロジェクトの最初の段階が完了した後、財務諸表で使用される最も一般的なコンセプトに対して約350の拡張が追加されました。

またそれとは別に、IFRSタクソミはIFRS第13号「公正価値測定」、改訂版のIAS第19号「従業員給付」およびIAS第1号「財務諸表の表示」の改訂の公表を反映させるために更新されました。

# 新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2009年7月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準および国際財務報告解釈指針(IFRIC)の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づいて、新しい基準および解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

## 2009年7月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRIC第20号	露天掘り鉱山の生産段階における剥土費用	2013年1月1日	可
IFRS第13号	公正価値測定	2013年1月1日	可
IFRS第12号	他の企業に対する持分の開示	2013年1月1日	可
IFRS第11号	ジョイント・アレンジメント	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IFRS第10号	連結財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第11号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第28号	関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第27号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第27号	個別財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IFRS プラクティス・ステートメント	経営者による解説表示に関するフレームワーク	強制力を持たないガイダンスのため、適用開始日は存在しない	N/A

2009年7月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第19号	従業員給付(2011年改訂)	2013年1月1日	可
IFRS第9号	金融商品	2013年1月1日	可(広範な経過規定を適用すること)
IAS第1号	その他の包括利益の項目の表示(IAS第1号の改訂)	2012年7月1日	可
IAS第12号	繰延税金:原資産の回収(IAS第12号の改訂)	2012年1月1日	可
IFRS第1号	深刻なハイパーインフレおよび初度適用企業に対する固定日付の廃止(IFRS第1号の改訂)	2011年7月1日	可
IFRS第7号	開示—金融資産の譲渡(IFRS第7号の改訂)	2011年7月1日	可
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善(2010年版)	特に指定のない限り、2011年1月1日(2010年7月1日より発効となっているものも一部ある)	可
IFRIC第14号	最低積立要件のもとでの前払い—IFRIC第14号の改訂	2011年1月1日	可
IAS第24号	関連当事者についての開示	2011年1月1日	可(基準全体または政府関連企業に対する一部免除のいずれか)
IFRS第1号	初度適用企業に対するIFRS第7号の比較情報開示の限定的な免除(IFRS第1号の改訂)	2010年7月1日	可
IFRIC第19号	資本性金融商品による金融負債の消滅	2010年7月1日	可

2009年7月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第32号	発行する新株権利の分類 (IAS第32号の改訂)	2010年2月1日	可
IFRS for SMEs	中小企業向けIFRS	各法域間の規制当局が定める日以降	N/A
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善 (2009年版)	特に指定のない限り、2010年1月1日 (2009年7月1日より発効となっているものも一部ある)	可
IFRS第1号	初度適用企業に対する追加的な免除規定 (IFRS第1号の改訂)	2010年1月1日	可
IFRS第2号	グループ間現金決済型株式報酬取引 (IFRS第2号の改訂)	2010年1月1日	可
IFRS第1号	国際財務報告基準の初度適用 (2008年改訂)	2009年7月1日	可
IAS第39号	IAS第39号「金融商品:認識および測定」の改訂:適格なヘッジ対象	2009年7月1日	可
IFRIC第17号	株主への非現金資産の分配	2009年7月1日	可 (ただしIFRS第3号 (2008年改訂)、IAS第27号 (2008年改訂) およびIFRS第5号 (IFRIC第17号による改訂事項) も同時に適用する必要がある)
IFRS第3号	企業結合 (2008年改訂)	2009年7月1日	可 (ただし、2007年6月30日以降開始する会計期間のみを対象とし、IAS第27号 (2008年改訂) も同時に適用する)
IAS第27号	連結および個別財務諸表 (2008年改訂)	2009年7月1日	可 (ただし、IFRS第3号 (2008年改訂) も同時に適用する必要がある)
IFRIC第18号	顧客からの資産の移転	2009年7月1日以降の資産の移転	可 (過去の移転に対して、本指針を適用するのに必要な評価および情報を当該移転の発生時に入手してある場合)

# コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書およびそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラント・ソントン・インターナショナルは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

## 現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメントの募集期限
協議文書	2011年アジェンダ協議 コメントの募集	2011年11月30日
公開草案	投資会社	2012年1月5日
公開草案	政府補助金 (IFRS第1号の改訂案)	2012年1月5日



[www.gti.org](http://www.gti.org)

© 2011 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。